



UCCグループの福利厚生制度で 自動車保険をもっとお得に

あなたの等級（等級別割増引率）を
引き継いで、さらにそこから・・・

右記大口団体割引率は団体（UCCグループ）のご契約台数と損害率をもとに
毎年見直されます。割引率20%は令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に
始期日を有するご契約に適用されます。

20% 割引

◆ プリウス15等級の場合 ◆（初度登録:平成25年6月 型式:ZVW35）

	対人賠償 責任保険	対物賠償 責任保険	人身傷害保険 (交通事故特約)		車両保険	その他条件 (特約、サービス、割引等)
補償内容	無制限	無制限 (免責金額0円)	5,000万円	傷害一時金 特約あり	一般補償 100万円 (免責金額5-10万円)	対人臨時費用特約 対歩行者等傷害特約 対物超過修理費用特約 人身傷害諸費用特約 全損時諸費用特約 弁護士費用（自動車事故 型）特約 ロードサービス費用特約 代車補償拡張特約 レンタカー費用型（日額 7,000円）
	使用目的	運転免許証の色 (記名被保険者)	年令条件	運転者条件	用途・車種	
	通勤・通学	ブルー	26才以上補償 35才以上補償	なし	自家用 普通乗用車	

※上記保険料はあいおいニッセイ同和損害保険(株)の自動車保険での例示です。（タフ・クルマの保険（個人総合自動車保険）令和7年1月時点）

記名被保険者 年令	一般の年間保険料A	大口団体割引を適用後の 年間保険料B	年間差額（B-A）
26才	171,000円（14,250円/月）	130,080円（10,840円/月）	▲40,920円（3,410円/月）
36才	145,440円（12,120円/月）	110,880円（9,240円/月）	▲34,560円（2,880円/月）
45才	140,640円（11,720円/月）	107,040円（8,920円/月）	▲33,600円（2,800円/月）
55才	139,440円（11,620円/月）	106,200円（8,850円/月）	▲33,240円（2,770円/月）



お問合せ先・取扱代理店

アップエージェント株式会社

〒650-0015 神戸市中央区多聞通 5-1-6



0120-698-881

FAX 078-351-2758

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社／東京海上日動火災保険株式会社／損害保険ジャパン株式会社

団体扱の対象となる方

保険契約者はUCCグループに勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方に限ります。なお、記名被保険者（ご契約者のお車を主に使用される方）及び車両所有者は、保険契約者の配偶者（内縁を含む）、保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の扶養の親族の方とすることもできます。

団体扱に関するご注意

給与天引方式の場合、退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更等により系列会社でなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足の場合などにより、団体扱の特約が失効した場合は、残りの保険料を一括して払い込みいただくことがあります。退職等により団体の構成員でなくなった場合には取扱代理店までご連絡ください。

このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各損保会社のパンフレットおよび重要事項のご説明をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

UCCグループのみなさまへ 自動車保険のご案内

大口団体割引

20%



※大口団体割引20%は、2025年1月1日～2025年12月31日までの間に始期日を有するご契約に適用されます。割引率はその団体のご契約台数と損害率をもとに毎年見直します。

POINT 1



**大口
団体割引
20%適用**

団体扱の分割払契約は、一般の分割払契約にある分割割増が適用されません。一括払ならさらに5%お得になります！

POINT 2



**保険料は
便利な
給与引落とし**

保険料の払込みは原則始期日の2か月後の給与から毎月引落しさせていただきます。

POINT 3



**等級は
そのまま
継承**

他社（一部の共済を除く）から団体扱に切り替える場合、今までの等級と事故有係数適用期間を継承します。

POINT 4



**ご親族の
お車も
ご加入OK**

同居のご親族などのお車も団体扱制度を利用してご加入いただけます！（保険契約者は従業員本人となります）



保険契約者・記名被保険者・車両所有者の範囲について

- ①保険契約者（お申込人）の範囲：UCCグループから毎月給与の支給を受けている社員および退職者
- ②記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）および車両所有者の範囲
 - ・保険契約者 ・保険契約者の配偶者 ・「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族※

※所得税の控除対象となる扶養親族もしくは健康保険における扶養親族が該当します。



万が一事故が起こったとき、すぐに相談できる人がいますか？
アップエージェントがフォローいたします！

自動車事故の処理は、事故の報告を出来るだけ早く、必要十分な情報を代理店や保険会社に連絡することにより円滑に遂行することができます。アップエージェントなら、もし事故が起こっても懇切丁寧にあなたをサポート。どんなご相談もご質問もスピーディに対応いたします。

【お問い合わせ先】

取扱保険代理店



アップエージェント株式会社

兵庫県神戸市中央区多聞通5-1-6



0120-698-881

FAX 078-351-2758

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社

このチラシは団体扱自動車保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各社自動車保険パンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

（2024年12月承認）B24-201593